

ルネサスが  
双葉電子工業に  
選ばれた理由。

**広告** 【マルコメ】月次決算処理が30日→5日に！運用コストも20%削減 富士通

**広告** 特集：劇的に進化したTV会議システムで活発な情報交換を/日立ハイテク

**広告** ビジネスを成功へとつなげるカラープリンタ。キャンペーン実施中！—NEC

**広告** 特集「変化の時代の企業経営、変化に即応できるIT戦略」提供：日立製作所

ビジネス：ネット時評（日経デジタルコアより） 過去記事

>> 過去記事一覧

## 通信政策と三権——市場の動きに揺れる政府・国会・裁判所(中村 伊知哉)



電気通信事業法とNTT法の改正案が7月17日、衆議院本会議で可決成立した。電気通信事業の第1種と第2種の区分が撤廃され、参入の許可制も廃止される。インフラ（回線設備）整備のための公益事業特権などの手当が残る一方、サービス規制は設備の有無にかかわらず原則撤廃される。電話の時代からインターネットの時代へ制度的に移行するための措置だという。

90年代後半から政府が続けてきた規制緩和により、日本の通信規制は国際的にみてもずいぶん緩くなった。料金水準やサービスの充実度を欧米と比較してもよい。金融や道路、電力など他の分野の行政と比較してもよい。日本の通信行政は評価されてよかろう。

だが、今回の法改正は、単純な規制緩和ではなく、回線設備に着目して設計された制度の基本構造を変えるものである。2001年の電気通信役務利用放送法と並ぶ、放送・通信分野では近年では特筆の大改正と言える。84年の電気通信事業法の制定当時、郵政省の新人として1種・2種事業の規律を担当した者としては実に感慨深い。

### ビジネスかインフラか

この法案の審議では、参議院総務委員会が8項目にわたる附帯決議を付した。結果的に衆院の議決では提案されなかったのだが、NTTの光ファイバー網を競争事業者に開放させる規制を緩めるよう求めている。例えばこうある。

「光ファイバー網の構築が複数の事業者による競争環境下でなされている現状を踏まえ、事業者間の競争条件の対等化及び投資インセンティブの促進、更には地方都市における光ファイバー網の整備促進のために、光ファイバーに関する指定電気通信設備規制の在り方について競争条件の進展を踏まえながら検討を行うこと」

いわばインフラ行政の実施要領である。

光ファイバーをいま開放すべきかどうか。ブロードバンドへのアクセスが競争的かどうか。ブロードバンド政策が失敗したアメリカは、競争政策の旗を降ろして、ベビーベルの肩を持つ「安定化政策」に傾斜している。一方、かなりの成功を収めている日本がこれに追従する場面かどうか。このあたりは専門家でも意見が分かれるところだろう。

### 立法府は行政の下請けなのか

これは、光ファイバーがビジネスなのかインフラなのか、という原則論に立ち返る問題でもある。事業者の利潤追求を優先させてルールを定めればよいのか。安定・安価な利用という公益を強く意識すべきなのか。公社という出自を抱えるNTTは、今なお特殊法人という国家機関であるが、それが政策的にどう位置づけられるのかという問題でもある。

国会たるもの、本来こうした原則論をたたかわせてもらいたいものだ。衆議院では附帯決議が付されなかつたが、結果として参院の決議は残った。立法府としては、行政府を縛るという立場に満足かもしれない。だが、制度の骨組みとなる法案は政府が提出し、立法府がその運用の細目を考える、といった構図でよいのだろうか。立法府が行政の下請け仕事をしているように見えるのは、私の錯覚だろうか(ただし、今回の附帯決議は、法案の内容とは直接関係がない点にも注意を要する)。

### 司法の機能に注目

一方、同じ7月17日、KDDI、日本テレコムなど新電電5社が総務省を相手に行政訴訟を起こした。NTTの接続料引き上げ認可を取り消せというものだ。監督官庁を規制産業の企業が訴えるという事件である。

収入構造が激変するNTTと通信主管庁は今後も相互依存を強めるとみる向きもある。永く蜜月であった通信主管庁と新電電との関係がこれで変わるとみる向きもある。電話行政からインターネット行政に移行するに際して避けられない官民の衝突とみる向きもある。単に新電電が無謀だとみる向きもある。これも立法府を含む政治の思惑が見え隠れする。

ただ、これらに増して重要なのは、提訴によって通信行政の適否が司法の判断を仰ぐ構図ができたという点であろう。あっ、司法もあったんだ。という驚きは、行政に緊張をもたらす。規制が緩和され、行政が事前に利害を調整する場面が減る一方、事業者やサービスは多様化を続け、紛争は増える。司法ないしは準司法の機能に注目が集まる。

### 異なる「有線放送」の解釈

光ファイバーの普及動向は、放送トラフィックをどう取り込んでくるかに左右される。この点、電気通信役務利用放送法のスキームがいかに活用されるかが一つのポイントとなろう。通信回線を使ったハード・ソフト分離型の有線放送を可能とするこの法律は、世界でも先駆的な規制緩和法だ。Yahoo! BBやKDDIがこの仕組みに乗って放送サービスを展開しつつある。

ところが、この法律にのっとって放送事業者とされても、文化庁の「見解」によって、著作権法上の有線放送として扱われないらしい。通信と異なり放送ならば享受できる著作権法上のメリットが得られない。放送事業者として規制を受けてなお、メリットが得られなければ力が入らない。

どうにも怪しい話である。著作権法上、有線放送かどうかについて、文化庁に登録や届出が要るわけではない。政府としては、放送事業者の登録という総務大臣の行政行為があるだけだ。しかし、その登録は、文化庁の解釈によって、著作権法上は無視される。

いったい誰がどういう権限と責任を負っているのか。ビジネスに混乱をきたす政府内の見解不一致はどう解決すればよいのか。これこそ行政訴訟にふさわしい事項かもしれない。



電話からインターネットへ。制度の枠組みが変わる。これに伴い、通信政策と立法、行政、司法との関係も変わらざるを得ない。しばらくは揺れが続くだろう。

-筆者紹介-

中村 伊知哉(なかむら いちや)  
スタンフォード日本センター研究所長

略歴

1961年生まれ、京都市出身。京都大学経済学部卒。在学中はロックバンド“少年ナイン”的ディレクターなどを務める。84年郵政省入省。電気通信局、放送行政局、登別郵便局長を経て、通信政策局でマルチメディア政策、インターネット政策を推進。93年からパリに駐在し、95年に帰国後は官房総務課で規制緩和、省庁再編に従事。98年郵政省を退官し、(株)CSK特別顧問に就くとともに渡米、MITメディアラボ客員教授に就任。2002年9月から現職を兼務。経済産業研究所コンサルティングフェロー、(社)音楽制作者連盟顧問、NPO「CANVAS」副理事長を兼務。著書に『インターネット、自由を我等に』(アスキーブック)、『デジタルのおもちゃ箱』(NTT出版)など。



NIKKEI NET

新製品

- パソコン関連
- AV&通信

- ソフト&サービス
- 生活

- 自動車
- ホビー&レジャー

(C) 2006 Nihon Keizai Shimbun, Inc. All rights reserved.